

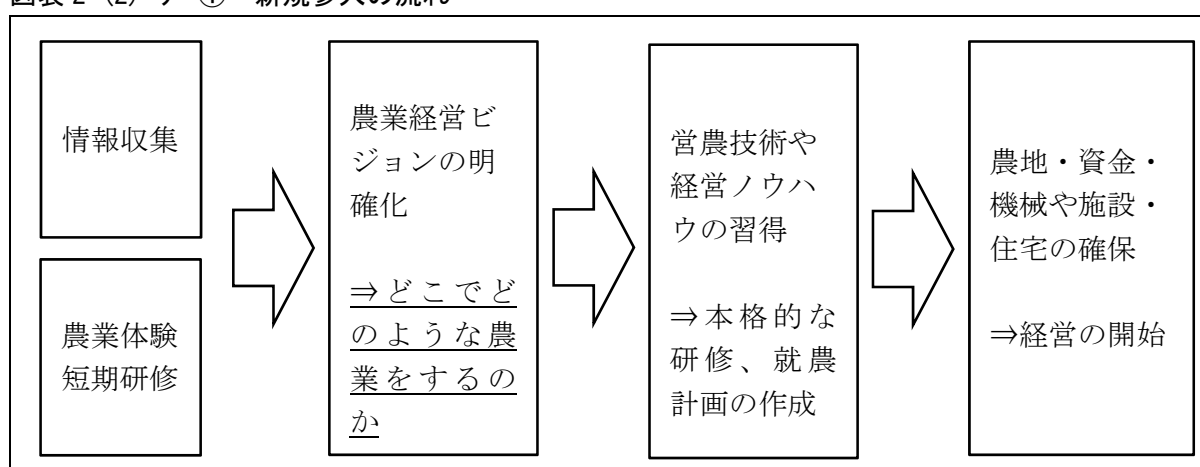
## (2) 新規参入を希望する者に対する支援等の実施状況（就農前）

### ア 新規参入を希望する者に対する情報の提供状況

#### 【制度等】

新規参入を希望する者（以下「新規参入希望者」という。）は、一般的に、図表 2-(2)-ア-①のとおり、情報収集や農業体験から始まり、営農技術や経営ノウハウを習得し、農地や機械・施設等を確保するという流れに沿って就農に至ることとなる。新規参入希望者は、一般的にどこでどのような農業をするのかを決めるための情報（地域における農業の特性（作目などの地域性）、一般的な農家の実態及びその経営状況、新規参入者に対する公的支援の内容等）を必要としていると考えられる。

図表 2-(2)-ア-① 新規参入の流れ



(注) 新規就農相談ハンドブック（平成 26 年全国農業会議所）に基づき、当省が作成した。

「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成 28 年度－」によると、新規参入者の「就農地の選択の理由」は、図表 2-(2)-ア-②のとおり、「取得できる農地があった」（53.1%）が最も多く、次いで「就業先・研修先があった」（27.7%）、「行政等の受入れ・支援対策が整っていた」（27.0%）等となっている。このことから、新規参入者は、農地取得の可否、研修先の有無や就農支援策の状況等を重要視しており、これらが就農地の選択に影響することがうかがえる。

また、上記の調査結果では、「地域の選択」に係る情報の収集先として、「親や兄弟、親類、知人」（33.1%）が最も多くなっているものの、都道府県等の就農相談窓口や市町村についても一定の割合（それぞれ 18.2%、20.1%）を占めている。「農地の確保」に係る情報の収集先については、「親や兄弟、親類、知人」（32.3%）が最も多くなっているものの、次いで市町村（28.7%）となっている。

これらのことから、就農相談窓口において、新規参入希望者が利用可能な農地に関する情報や、研修先、就農支援策に関する情報などを提供することが就農を促進する上で重要な役割を果たすと考えられる。

図表 2-(2)-ア-② 新規参入者の就農地選択の理由及び経営資源に関する情報の収集先

区分	就農地選択の理由	
就農地選択の理由(複数回答)	取得できる農地があった (53.1%)	その地域をよく知っていた (24.5%)
	就業先・研修先があった (27.7%)	実家があった (24.2%)
	行政等の受入れ・支援対策が整っていた (27.0%)	希望作目の適地である (21.7%)
	自然環境がよい (24.6%)	家族の実家が近い (16.1%)
区分	地域の選択に関する情報源	農地の確保に関する情報源
経営資源に関する情報の収集先(複数回答)	親や兄弟、親類、知人 (33.1%)	親や兄弟、親類、知人 (32.3%)
	研修先 (20.9%)	市町村 (28.7%)
	市町村 (20.1%)	研修先 (28.1%)
	都道府県等の就農相談窓口 (18.2%)	農業委員会 (25.6%)
	インターネット (13.2%)	農協 (15.8%)

(注) 1 「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成 28 年度－」に基づき、当省が作成した。

2 就農してからおおむね 10 年以内の新規参入者のうち、就農地選択の理由について回答のあった 2,346 人、地域の選択に関する情報源について回答のあった 2,242 人及び農地の確保に関する情報源について回答のあった 2,322 人について示したものである。

### 【調査結果】

地方公共団体における新規参入に関する就農相談窓口は、基本的に、都道府県段階では、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等の就農に関する相談対応や情報提供等の援助の実施をするとされている都道府県青年農業者等育成センターが、市町村段階では、市町村の農政担当部局が、それぞれ担っている。

今回、調査対象とした 18 都道府県青年農業者等育成センター及び 35 市町村の農政担当部局における新規参入希望者に対する就農関係の情報提供状況を調査した結果、図表 2-(2)-ア-③のとおり、主に営農されている作目などの就農する地域の選択に資する情報についてはほぼ全ての都道府県青年農業者等育成センター及び市町村において提供されている状況がみられた。

図表 2-(2)-ア-③ 都道府県青年農業者等育成センター及び市町村の農政担当部局において提供されている、就農する地域の選択に資する情報の提供状況

区分	都道府県内又は市町村内において主に営農されている作目に関する情報の提供状況	農業体験や農業研修を受けられる場所・実施主体・作目等に関する情報の提供状況
18 都道府県青年農業者等育成センター	全て提供あり	全て提供あり
35 市町村の農政担当部局	32 市町村で提供あり	32 市町村で提供あり

(注) 当省の調査結果による。

また、市町村には、上記の農政担当部局以外に、おおむね農地の利用の最適化を担う農業委員会も設置されている。このため、市町村の農政担当部局において、既に提供している主に営農されている作目などの就農する地域の選択に資する情報に加えて、農業委員会が保有している利用可能な農地に関する情報も併せて提供することで、新規参入に向けたより具体的な相談対応が可能となると考えられる。

このことを踏まえ、調査対象とした 35 の市町村の農政担当部局において、利便性の高い形（農業委員会と利用可能な農地に関する情報が共有された状態）で、当該情報が新規参入希望者等に対して提供されているかについて調査した。その結果、図表 2-(2)-ア-④のとおり、利便性の高い形で当該情報の提供が行われているところが 16 市町村（45.7%）、利用可能な農地に関する相談があった場合には、農業委員会を案内するにとどまるなどしているところが 19 市町村（54.3%）となっている。

図表 2-(2)-ア-④ 市町村の農政担当部局による利用可能な農地に関する情報の提供状況

利用可能な農地に係る情報を、農業委員会と共有した上で市町村の農政担当部局で情報提供を実施	16 市町村
農地に関する相談があった場合に農業委員会を案内するにとどまる、市町村の農政担当部局で分かる範囲での利用可能な農地に係る情報提供を実施 など	19 市町村

(注)1 当省の調査結果による。

2 利用可能な農地に関する情報提供について、市町村の農政担当部局ではなく、市町村等が出資している農業公社が実施している 2 市町村を含む。

上記の 16 市町村と、それ以外の 19 市町村について、人口に占める基幹的農業従事者数の割合（どの程度農業が盛んであるかの目安と考えられる割合）の別に、各市町村の基幹的農業従事者数に占める新規参入者の割合を比較した。その結果は、図表 2-(2)-ア-⑤のとおり、利用可能な農地に関する情報提供が利便性の高い形で行われている市町村については、それ以外の市町村よりも、基幹的農業従事者数に占める新規参入者の割合が高くなる傾向がみられた。

また、上記の 16 市町村の中には、都道府県の出先機関、市町村の農政担当部局、農業委

員会及び農業協同組合が共同して就農相談に対応している例、市町村ホームページにおいて農業委員会と共有した利用可能な農地に係る情報を掲示している例、農地に係る相談についてはワンストップで対応を行い、日々の巡回により利用可能な農地を把握した上で情報提供を行っている例などがみられた。これらの市町村においては、基幹的農業従事者に占める新規参入者の割合がそれ以外の市町村に比べ高くなる傾向にある（資料 2-(2)-ア-①参照）。

図表 2-(2)-ア-⑤ 人口に占める基幹的農業従事者数の割合別の新規参入者の割合

人口に占める基幹的農業従事者の割合	1%未満 (8 市町村)	1%以上～5%未満 (12 市町村)	5%以上 (15 市町村)
利用可能な農地に係る情報を利便性の高い形で提供している市町村	0.84% (2 市町村計)	0.77% (6 市町村計)	1.12% (8 市町村計)
上記以外の市町村	0.60% (6 市町村計)	0.52% (6 市町村計)	0.35% (7 市町村計)

(注)1 当省の調査結果による。

2 人口に占める基幹的農業従事者数の割合は、平成 27 年国勢調査及び 2015 年農林業センサスの結果から算出した。

3 基幹的農業従事者に占める新規参入者の割合は、2015 年農林業センサス及び当省の調査結果から算出した。

## イ 新規参入希望者の必要な技術等の習得に向けた支援等の実施状況

### 【制度等】

#### (政府の方針等)

項目 1 で述べたとおり、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現するとされており、その実現に係る具体的な施策として、「法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施」、「経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施」等が掲げられている（資料 1-②（再掲参照））。

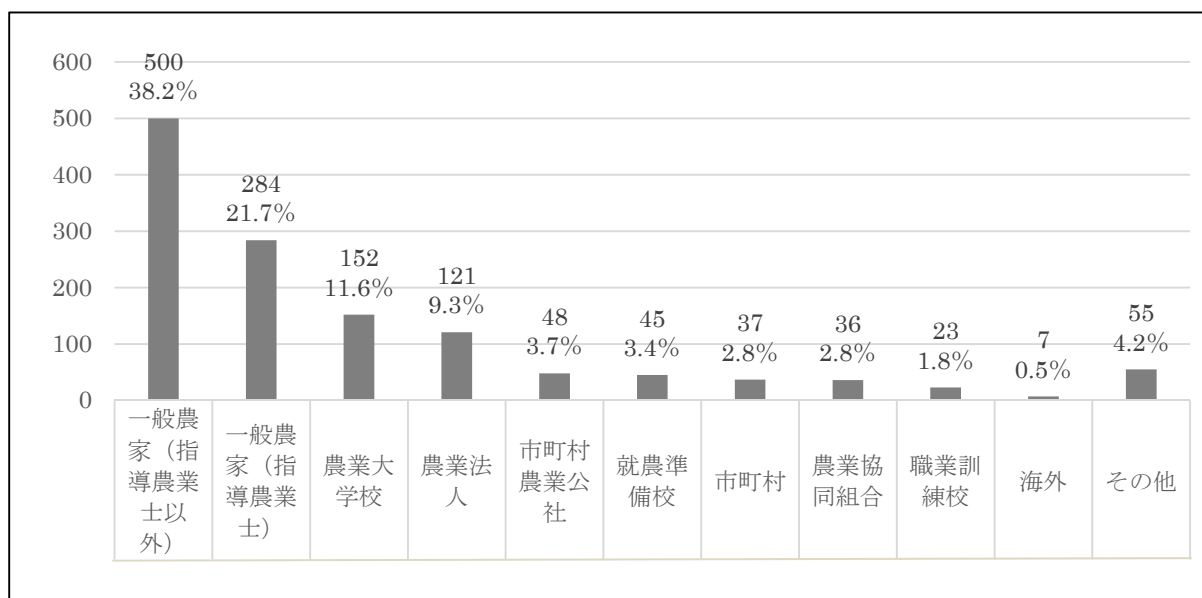
#### (新規参入者における就農前の技術習得等に係る研修の受講状況)

「新規就農者の就農実態に関する調査結果—平成 28 年度—」によると、新規参入者における就農前の研修の受講割合は 75.0%であり、就農準備段階での研修受講が一般的となっている。この研修受講者の研修先については、図表 2-(2)-イ-①のとおり、一般農家が 59.9%と最も高く、次いで、農業大学校（11.6%）、農業法人（9.3%）となっており、一般農家や農業法人といった農業経営体での研修が約 7 割を占める状況となっている。

また、同調査結果によると、新規参入者のうち農業法人への就業経験がある者は全体で 24.2%となっており、研修という形式ではないものの、まずは農業法人へ就業し、一定期間農業に関する経験を積んでから新規参入する者も一定程度存在している状況となっている。

図表 2-(2)-イ-① 新規参入者の就農前の研修先

(単位：人)



(注) 1 「新規就農者の就農実態に関する調査結果—平成 28 年度—」による。

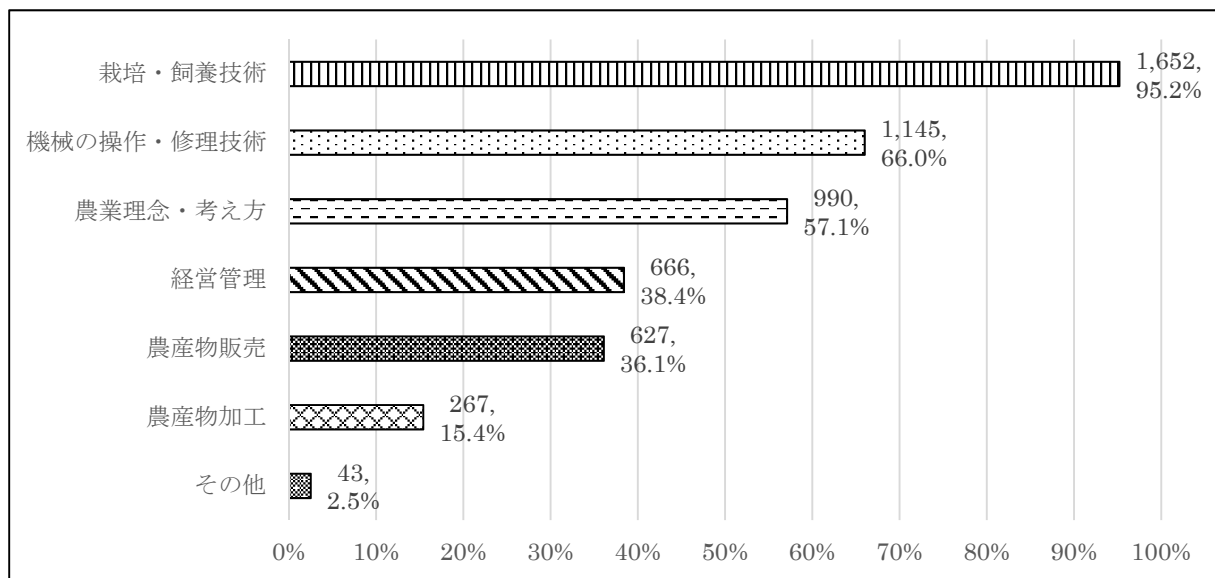
2 就農してからおおむね 10 年以内の就農前に技術習得研修を受けた新規参入者のうち、研修先について回答のあった 1,308 人について示したものである。

3 「指導農業士」とは、優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者として、各都道府県知事から認定を受けた者（農業経営士などの名称を使っている例あり）のことであり、地域農業の振興に関する活動を全国各地で行っている。

さらに、同調査結果によると、新規参入者が受講した研修の内容については、図表 2-(2)-イ-②のとおり、栽培・飼養技術がほぼ全員（95.2%）となっている一方、栽培・飼養技術とともに、新規参入に必須と考えられる機械の操作・修理技術は 66.0%、経営管理及び農産物販売は、それぞれ 38.4%、36.1%にとどまっている。

図表 2-(2)-イ-② 新規参入者の研修内容

(単位：人)



(注) 1 「新規就農者の就農実態に関する調査結果—平成 28 年度—」による。

2 就農してからおおむね 10 年以内の就農前に技術習得研修を受けた新規参入者のうち、研修内容について回答のあった 1,735 人について示したものであるが、回答は複数回答となっていることから、合計とは一致しない。

#### (就農前研修に係る国の事業等)

国は、次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（技術力、経営力等から見て研修先として適切であると都道府県等が判断した農家、農業法人等）において研修を受ける者に対して、農業次世代人材投資資金を交付する事業（農業次世代人材投資事業（準備型）。以下「準備型」という。）を実施している。

準備型は、原則として 45 歳未満での就農に向けて、道府県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等において、必要な技術等を習得するための研修を受ける者に対して、都道府県等を通じて、年間 150 万円を最長 2 年間交付するものとなっている。交付対象者は、研修終了後 1 年以内での就農及び資金交付期間の 1.5 倍（最低 2 年）以上、独立・自営就農又は雇用就農若しくは親元での就農（親元での就農の場合は、就農後 5 年以内における当該農業経営の継承）を行うことなどが求められている（資料 2-(2)-イ-①参照）。

ただし、準備型の対象となる研修に求められている要件は、研修期間及び時間（おおむね 1 年につき 1,200 時間以上）、研修生と先進農家、先進農業法人等との関係（経営主が交付対象者の親族ではない、過去に雇用契約を結んでいない等）などに関して明確に定め

られているものの、具体的な研修内容に関しては、「先進農家・先進農業法人等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること」を前提としつつ都道府県等が判断することとされており、明確には示されていない（資料 2-(2)-イ-①（再掲）参照）。

**（準備型の資金交付実績）**

全国における準備型の資金交付実績をみると、図表 2-(2)-イ-③のとおり、毎年 1,500 人前後の者に新規に交付を開始している。なお、直近の平成 29 年度の実績をみると、交付対象者は、i) 男性 82%、女性 18%、ii) 農家出身者 36%、非農家出身者 64%、iii) 交付対象者の研修機関は、農業大学校等 51%、先進農家・先進農業法人等 38%、その他（市町村等）11%となっている。

**図表 2-(2)-イ-③ 準備型の資金交付実績**

（単位：人）

年度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	1,707 (1,707)	2,195 (1,331)	2,410 (1,490)	2,477 (1,463)	2,461 (1,531)	2,342 (1,394)

- （注）1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 件数の（ ）内の数は、当該年度に交付開始となった数を示す。

また、準備型の支援を受けた研修生の研修終了後の就農状況については、図表 2-(2)-イ-④のとおり、90%以上の者が就農し、就農を断念した者は約 6%となっている。

**図表 2-(2)-イ-④ 準備型の資金交付期間終了後における就農等の状況**

○全体		○左の就農断念（199 人）理由の内訳	
就農者	2,978 人（92.9%）	就農条件等が整わなかった	119 人（59.8%）
継続研修	23 人（0.7%）	他産業に就職	31 人（15.6%）
就農断念	199 人（6.2%）	病気・けが	23 人（11.6%）
その他	6 人（0.2%）	家庭の事情	22 人（11.1%）
合計	3,206 人	その他	4 人（2.0%）

- （注）1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 平成 26 年度までに準備型の交付が終了した者について、平成 28 年 10 月時点の就農等の状況を取りまとめたものである。  
3 「就農者」（2,978 人）の就農形態（独立・自営就農、親元就農、雇用就農等）は農林水産省の資料上明らかにされていないが、今回、当省が調査対象とした 18 都道府県における平成 25 年度及び 26 年度に準備型を活用して研修を受けた者の研修終了後の就農状況をみると、9 割以上の者が就農しており、そのうち約 7 割の者が独立・自営就農となっている（後述の図表 2-(2)-イ-⑨及び 2-(2)-イ-⑩参照）。  
4 「就農条件等が整わなかった」とは、就農意欲の減退、農地が確保できない、雇用就農先が見つからない等が該当するとされている。

### (農の雇用事業による研修)

国は就農希望者を雇用して農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修を行う農業経営体に対して研修経費を助成する農の雇用事業を実施している(後述 3(1)参照)。農の雇用事業による研修を受けた者の研修終了後の就農状況(注)については、前述のとおり(図表 1-⑨(再掲)参照)、約 4 割が継続して研修先に在籍しており、約 2 割は独立就農等となっている。このように、まず農業経営体に就職し、一定の経験を積んでから新規参入する例もみられる。

(注) 「農の雇用事業による研修を受けた者の研修終了後の就農状況」とは、農の雇用事業の期間終了後(すなわち研修終了後)も就農は続いているか(引き続き農業経営体で雇用されている場合のほか、独立・自営就農、親元就農、他の農業経営体で就農している場合等を指す)否かを示している。

### 【調査結果】

前述のとおり(図表 2-(2)-イ-①(再掲)参照)、今回、新規参入者の多くが就農前に研修を受けている農家・農業法人等(以下「研修受入農家等」という。)における研修の実施状況(注)や都道府県等における準備型の運用状況を調査した結果、下記の状況がみられた。

(注) 今回調査対象とした研修受入農家等については、準備型を活用した研修生を受け入れている農業経営体のほか、農の雇用事業を活用して雇用した者に対して職場内研修を実施している農業経営体、準備型に類似する都道府県等の独自事業を活用した研修生を受け入れている農業経営体等を含んでいる。このうち、農の雇用事業による研修を受けた者については、当該研修受入農家等における正社員であり既に就農している状況である一方で、職場内研修として栽培技術等の研修を受けている状況でもあり、新規雇用就農者と研修生という二つの側面がある。このような者については、i) その後、当該研修受入農家等で継続雇用される場合のみならず、独立・自営就農する者も一定程度みられるなど、独立・自営就農に至るまでに雇用就農で実務を経験する場合も多いこと、ii) 独立・自営就農を志向する者に対しては、準備型と農の雇用事業という事業の違いはあっても、同じように研修受入農家等で研修は行われることなどから、本細目においては、研修生として取り扱っている。

### (7) 研修受入農家等における研修生に対する研修の実施状況

図表 2-(2)-イ-⑤のとおり、調査対象とした 59 研修受入農家等において、平成 26 年度以降 29 年 12 月末までの間に研修期間が終了した研修生 231 人のうち、185 人(80.1%)がその後就農している。

図表 2-(2)-イ-⑤ 調査対象とした研修受入農家等における研修生の就農状況等

研修受入農家等数	平成 26 年度以降 29 年 12 月末までの間に研修期間が終了した研修生数(a)	左のうち、研修期間終了後の就農者数(b)	就農率(b/a)
59 経営体	231 人	185 人	80.1%

(注) 当省の調査結果による。

この 59 研修受入農家等における研修生に対する研修内容等を調査した結果、栽培技術等の習得に係る研修は全ての研修受入農家等で行われていた一方で、図表 2-(2)-イ-



⑥のとおり、農業機械の取扱いに関する研修、肥料や苗等の営農に必要な資材の仕入れ等の調達に関する研修及び販売や流通経路等に関する研修が一部の研修受入農家等において行われていない状況がみられた。

これは、前述のとおり、国の事業である準備型を活用した場合においても、研修受入農家等がどのような研修メニューを実施すればよいのかが具体的に示されていないなど、営農を開始するに当たって、どのような研修を実施する必要があるのかが明確になっていないことによるものと考えられる。

その結果、研修受入農家等で研修を受けても、独立に向けて更なる研修が必要となるなど、円滑な就農が妨げられる状況や、就農後の経営が軌道に乗らずに安定しない状況等が発生することが危惧される。

図表 2-(2)-イ-⑥ 調査対象とした 59 研修受入農家等における直近の研修生に対する栽培技術等の習得以外の研修の実施状況

(単位：経営体、%)

区分	①農業機械の取扱いに関する研修	(農業経営面に係るもの)	
		②肥料や苗等の営農に必要な資材の仕入れ等の調達に関する研修	③販売や流通経路等に関する研修
実施数	52	45	40
実施率	88.1	76.3	67.8

(注) 当省の調査結果による。

また、上記の①農業機械の取扱いに関する研修、②肥料や苗等の営農に必要な資材の仕入れ等の調達に関する研修及び③販売や流通経路等に関する研修について、全ての研修を実施している研修受入農家等と、いずれか又は全て実施していない研修受入農家等との間で、研修終了後に就農した研修生の割合を比較したところ、図表 2-(2)-イ-⑦のとおり、全ての研修を実施している研修受入農家等の方が就農率が高くなる傾向がみられた。

図表 2-(2)-イ-⑦ 調査対象とした 59 研修受入農家等における研修実施状況別の研修生の就農率

(単位：経営体、%)

区分	経営体数	就農者数/研修生数 (就農率)
①農業機械の取扱いに関する研修、②肥料や苗等の営農に必要な資材の仕入れ等の調達に関する研修、③販売や流通経路等に関する研修を全て実施している研修受入農家等	33	113/135 (83.7)
上記①、②、③の研修のうちいずれか又は全て実施していない研修受入農家等	26	72/96 (75.0)

(注) 当省の調査結果による。

このような研修受入農家等における研修内容について、調査対象とした新規参加者からは、「トラクターなどの機械の操作は全くさせてもらえず、就農時はトラクターでの畝立てや耕耘などが上手くできなかった」、「農業技術は研修先農家で得られたが、農

業経営については当初どうしたらよいか分からなかった」などの意見等が聴かれた（資料 2-(2)-イ-②参照）。

上記の「トラクターなどの機械の操作は全くさせてもらえず、就農時はトラクターでの畝立てや耕耘などが上手くできなかった」とした意見が聴かれた新規参入者は、就農前に準備型を活用して研修受入農家等で2年間の研修を受けている。その研修計画をみると、習得する技術として、「農業用機械の操作技術、管理・点検技術」とあり、研修計画の段階では、研修生も研修受入農家等から当該研修を受けることができるものと認識していた可能性がある。しかしながら、当該研修受入農家等では、農業機械に関する研修については、研修生に小型の機械は扱わせているものの、大型の機械は安全上の観点から取扱いに慎重になっているとしており、積極的な研修は実施していないとしている。

また、農業経営に関する研修を行わないとしている研修受入農家等は、その理由として、「研修生の独立後は、研修受入農家等と販路を共有（グループ化、全量買上げ等）するため研修は不要と考えている」との意見が聴かれた一方、「研修生には、金銭に関わる事項に関与させないようにしている」、「研修生には生産に関する業務以外は携わらせておらず、営業に関しては職員が全て行っている」など、研修生に対して自らの経営ノウハウ等を開示することに対する消極的な姿勢を示している例もみられた。研修後に新規参入を希望する研修生にとって、研修受入農家等における経営ノウハウを学ぶことは、今回調査対象とした新規参入者から意見が聴かれたとおり、営農上の参考になるものと考えられる（資料 2-(2)-イ-②（再掲）参照）。

さらに、調査対象とした研修受入農家等からは、「研修生を単なる労働力としてしか見ていない者もいる」、「研修内容の最低ラインとなるものさしを示すべき」等の意見も聴かれており、研修生を受け入れる側に対しても、具体的にどのような研修を行うべきであるのかを明確に提示することが重要となると考えられる（資料 2-(2)-イ-③参照）。

この点に関して、山梨県では、平成 22 年度から、アグリマスター（新規就農者の育成に高い見識と能力を持ち、かつ十分な研修環境を提供できる農業者等として県知事が委嘱した者）の指導の下で新規就農者が長期研修を受けることを支援する「就農定着支援制度推進事業」を実施している。このアグリマスターが実施する研修について、「就農定着支援制度推進事業実施要領」（平成 22 年 4 月 1 日農技第 2820 号山梨県農政部長通知）において、図表 2-(2)-イ-⑧のとおり、研修生に対して「栽培技術の習得研修」のほか、「農業経営管理手法の習得研修」、「農作物の流通・販売に関する研修」、「農業用機械等の運行管理研修」などを実施することとされている。

このように、栽培技術の習得研修以外の研修を実施することを事業要件としていることについて、同県では、「本制度は、主に独立・自営就農希望者を対象としたものであり、事業の目的が就農希望者の共通の課題を解決するためのものであることから、栽培技術の習得以外にも、農業経営管理、流通・販売、農業用機械等は共通の課題と考えており、これらの技能を修得するための研修を実施することとしている。なお、これらの技能の習得以外にも独立・自営就農に必要な農地の確保や地域住民との関係向上に資するものも研修に含めている。」としている。

図表 2-(2)-イ-⑧ 山梨県「就農定着支援制度推進事業」の概要

開始時期	平成 22 年 4 月
事業の目的	新規就農者の確保・育成に必要な、実践的な栽培技術及び経営管理の習得、農地等の確保、地域住民との人間関係の形成など、新規就農希望者が持つ共通の課題を解決し、本県への就農を支援すること
研修対象者	アグリマスター又はアグリマスターグループ（複数のアグリマスターを構成員とする任意団体）の下で支援研修を受け、かつ原則として就農時 45 歳未満の者
研修の内容	研修期間は原則として1年間で、アグリマスター等は以下の内容の研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培技術の習得研修</li> <li>・農業経営管理手法の習得研修</li> <li>・農作物の流通・販売に関する研修</li> <li>・農業用機械等の運行管理研修</li> <li>・農地の確保に関する研修</li> <li>・地域住民との人間関係の形成のための研修</li> <li>・その他研修生の自立に必要と認められる研修</li> </ul>
事業の実績	平成25年度から27年度にかけて当該事業を活用した研修生49人のうち、48人が研修終了後に独立・自営就農している。

(注) 山梨県の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 各都道府県における準備型の運用状況

調査対象とした 18 都道府県内における準備型を活用した研修を受けた者について、研修終了後の就農率をみると、図表 2-(2)-イ-⑨のとおり、約 96%となっている。

図表 2-(2)-イ-⑨ 準備型を活用して研修を終了した者の就農状況

(単位：人、%)

年度	研修終了者(A)	研修終了後に就農した者(B)	研修終了後に就農を断念等した者	研修終了後の就農率(B/A)
平成 25	562	537	25	95.6
平成 26	619	597	22	96.4
合計	1,181	1,134	47	96.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 研修終了者(A)は、当該年度から研修を開始し、研修期間を満了した者の数を示す。

また、研修終了後の就農者の就農形態をみると、図表 2-(2)-イ-⑩のとおり、独立・自営就農が約 7 割となっており、準備型は新規参入者の増加に相当程度寄与していると考えられる。

図表 2-(2)-イ-⑩ 準備型を活用後に就農した者の就農形態

(単位：人、(%))

年度	独立・自営就農	親元就農	雇用就農	その他 (継続研修等)	合計
平成 25	397 (73.9)	12 (2.2)	126 (23.5)	2 (0.4)	537
平成 26	391 (65.5)	51 (8.5)	145 (24.3)	10 (1.7)	597
合計	788 (69.5)	63 (5.6)	271 (23.9)	12 (1.1)	1,134

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の数字は、合計に占める構成率を示す。

今回、調査対象とした 18 都道府県内における準備型の運用状況等を調査した結果、図表 2-(2)-イ-⑪のとおり、地域ぐるみの取組やセミナーを活用した取組など、準備型の運用を工夫してより効果的に就農まで導いていると考えられる例がみられた(資料 2-(2)-イ-④参照)。一方、図表 2-(2)-イ-⑫のように、準備型の運用の改善を図る余地があると考えられる例もみられた。

図表 2-(2)-イ-⑪ 準備型の運用を工夫していると考えられる例

No.	取組の概要
1	準備型の支援を受けた研修生の受入を研修受入農家等が単独で行うのではなく、地域の農業団体等を行うことにより、地域全体として研修生を受け入れる環境とし、研修中のサポート等を充実させている取組
2	準備型の支援を受けて研修受入農家等で研修を受ける研修生に一定程度の座学の履修を必須とし、農業試験場等でそのためのカリキュラム等を設けている取組
3	準備型の支援を受けた研修生を受け入れる研修受入農家等に対して、人材育成力の向上に資するセミナー等を実施している取組

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑫ 準備型の運用の改善を図る余地があると考えられる例

No.	事例の概要
1	<p><b>【準備型を活用した研修中における農地等の取得等の営農開始準備について】</b></p> <p>今回調査対象とした準備型の資金交付を受けた研修生を受け入れた研修受入農家等から、「準備型交付期間中における就農準備を可能としてほしい」との研修生の円滑な就農に向けて改善を希望する意見が複数聴かれた。</p> <p>準備型については、前述のとおり、就農前の研修を支援する制度であり、研修後に農業経営を開始した際には、別の支援制度(経営開始型)が設けられている。</p> <p>この「農業経営の開始時期」については、「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」(平成 30 年 4 月 26 日農林水産省 経営局就農・女性課)において、以下のように整理されている。</p> <p>○ 農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き(抜粋)</p> <p>原則として、①農地の取得時期、②主要な資産の取得時期、③本人名義の取引開始時期のうち、最も早い時期を経営開始時期とする。</p>

上記 3 要素のいずれかを満たしている場合であっても、研修中や他の事業所等で常勤雇用であるなど、農業経営を開始することができない状態であると認められる場合には、その状態が終わった日の翌日（退職日の翌日等）を経営開始日とする。

研修期間中であっても、農業経営と判断されるような農作物等の販売実績がある場合には、農業経営を開始しているものとする。ただし、研修の一環として、研修で栽培した農作物等を販売することが予め計画されている場合など合理的な理由がある場合を除く。

この手引きの内容のとおり、必ずしも研修中（準備型の資金交付期間中）の農地取得や、当該農地で作業をすることが一律に禁止されているわけではない。そのため、今回調査対象とした都道府県の中には、秋田県のように、研修中に、i) 借り入れた農地に農業ハウスを建て春まき野菜の播種等を実施、ii) 果樹成園（ブドウ）を借り入れ、剪定や肥料等を投入し土壌改良等を実施、iii) 取得した農地に、収穫までに複数年を要する野菜の幼苗を植えて栽培を開始（i～iiiのいずれの例も研修中に収穫・販売を行っていない）、などの研修中の就農準備を認める運用を行っている例もみられた。

一方、岡山県のように、準備型の研修中は一律に農地や農業機械の取得等を認めない運用を行っている例もみられた。同県は、この運用の理由について、「以前は研修期間中の農地の取得等は就農準備と捉え、就農とみなしていなかったが、上記手引きが示されたことや、過去に地方農政局に対して育成期間を必要とする作物の研修期間中の育成について照会した際に、研修期間中における就農準備は、農業経営を開始していると会計検査で指摘される可能性が高いとの見解が示されたため。」としている。

この点に関して、調査対象とした研修受入農家等からは、以下のとおり、準備型の資金交付期間中に研修生の就農準備を制限することにより、研修生の負担になっている等の意見が聴かれた。

#### ○ 調査対象とした研修受入農家等から寄せられた主な意見

果樹の場合、収穫ができるようになる苗木が育つには少なくとも 3 年から 5 年はかかってしまうため、就農を開始してから当該期間は無収入になってしまう。研修期間中に条件の良い農地を見つけても、研修生が保有できないことから、より無収入の期間が長くなっており、就農初期の経営を圧迫している。

農地や農業ハウス、農業機械等についても研修中は所有できないため、就農開始後にそれらを準備しなくてはならず、研修生の大きな負担となっている。

研修に当たって、研修を行う圃場と就農予定地の圃場を明確に分けるよう求められているが、就農予定地の圃場で研修を行えば、土壌の整備方法に関し、土壌の性質に応じたより実践的な内容とすることができる。

このように、準備型という国の支援制度であるにもかかわらず、都道府県によって取扱いが異なる。農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引きによれば、農地等を取得した場合は原則として経営を開始した取扱いとなるものの、一律に経営開始とみなされるのではなく、「農業経営を開始することができない状態であると認められる場合」には、農業経営開始とならないことも予定されている。しかしながら、この「農業経営を開始することができない状態であると認められる場合」が具体的にどのような場合かと

	<p>ということが都道府県等に示されておらず、これが前述の都道府県等により異なる取扱いを招いていると考えられる。</p>
2	<p><b>【道府県農業大学校（養成課程）の在学中に、事実上準備型の活用を一律に認めない運用をしている例】</b></p> <p>前述のとおり、就農前に準備型の資金交付を受けて研修を受けている者のうち、道府県の農業大学校等で研修を受けている者は、平成 29 年度の場合 51%を占めている。</p> <p>今回、16 道府県の農業大学校の学生に対する準備型の運用状況をみると、1 道府県（山口県）では、農業大学校の養成課程（高校卒業者等を対象として2年間講義と実習を組み合わせ実践的な研修教育を行うもので、全ての農業大学校にある。）に通う者による準備型の活用が図られていない状況にある。</p> <p>この理由について山口県は、農業大学校の養成課程の学生で準備型の交付を希望する者には、個別の相談に応じる等の対応を行ってきたが、i) 農業大学校は全寮制であり、授業料を含め、在学に要する年間経費が少ない（年 60 万円程度）ことから相談件数が少なく、また、ii) 養成課程の在校生は進路変更が多いため、就農しなかった場合には交付金を返納しなければならないという交付要件を説明する中で、交付申請がなく、結果として交付対象となった者がいないとしている。</p> <p>一方で、当省の調査によると、山口県においては、以下のような事実を照らし、事実上、農業大学校の養成課程の学生を準備型の対象としない取扱いとなっているものと認められる。</p> <p>i) 平成 24 年度から 28 年度までの山口県立農業大学校の養成課程に通う者について準備型の交付実績はないが、当省が調査対象とした 16 道府県農業大学校のうち、山口県以外の農業大学校の養成課程では、いずれも準備型の交付実績があること。</p> <p>ii) 準備型の交付事務について定めた「山口県農業次世代人材投資資金（準備型）交付実施要領」においては、準備型の資金交付対象者が提出する「研修状況報告書」の提出方法について、農業大学校の研修課程（社会人を含む就農希望者等を対象に多様な研修等を行うもので、一部の農業大学校にある。）の者の取扱いについて明確に記載されている一方で、農業大学校の養成課程の者の取扱いについては記載されておらず、養成課程の者が準備型の交付対象となった場合が想定されていないこと（注）。</p> <p>iii) 他の道府県の農業大学校のホームページでは、「卒業後、1 年以内に独立・自営就農または農業法人等への雇用就農を目指す学生は、農業次世代人材投資事業（準備型：年間 150 万円の支給）が利用できます。」といったように、養成課程の者向けに準備型の活用が幅広く周知されている例が多くみられる一方で、山口県立農業大学校の場合、このような周知等は研修課程のホームページで行われているにとどまっており、養成課程のホームページでは行われていないこと（注）。</p> <p>（注） 山口県立農業大学校の場合、養成課程のほか、就農を目指す主として社会人を対象とした研修課程が設置されており、研修課程の者（準備型の交付対象となり得る 1 年間の担い手養成研修の受講者）については、準備型の交付実績がある。</p> <p>○ 山口県農業次世代人材投資資金（準備型）交付実施要領（抜粋）</p> <p>第 4 交付対象者の手続き</p> <p>4 研修状況報告</p>

準備型の資金交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、交付要綱第7条による研修状況報告書を就農予定地の市町を経由して、県に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。ただし、県農林総合技術センター農業担い手支援部で行う担い手養成研修（注）の受講者については、市町を経由せず、直接、県に提出する。

（注） 「県農林総合技術センター農業担い手支援部で行う担い手養成研修」とは、山口県立農業大学の研修課程の研修を指すものであり、同大学の養成課程は含まれていない。

このような状況について、他の農業大学校等から、「農業大学校であっても飽くまで学生であり、比較的就農の意思が変わりやすい傾向が認められ、過去に1年以内に就農しなかったこと等で返納となるケースもみられることから、交付をためらう気持ちも理解できるが、制度上、農業大学校の在校生を資金交付の対象外とすることは考えられない。」、「制度を承知していないことによる不公平が生じてはならないので、学生の募集案内や新生入学説明会において制度を説明することにより周知に努める一方で、将来要件に該当しなくなった場合は返納することとなることから、準備型の申請に当たっては要件を十分確認して、慎重に判断するよう指導している。」といった意見が聴かれた。

準備型は国が実施している支援制度である中で、特定の農業大学校の養成課程の学生に対して、準備型の活用が事実上認められていないことを踏まえると、当該農業大学校の養成課程に在学する学生は、他の農業大学校の養成課程の学生と比較して不利益な取扱いを受けており、不公平な状況が生じていると考えられる。

（注） 当省の調査結果による。

## 【所見】

農林水産省は、新規就農の一層の促進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 準備型等における研修受入農家等の研修内容について、特に新規参入を志向する者に対しては、栽培管理技術のみならず、農業機械の取扱いに関する研修や、農作物の流通・販売、資材調達等の農業経営に関する研修も必要である旨を都道府県等を通じて示すなど、研修内容の充実に向けた取組を推進すること。
- ② 準備型の資金交付期間中において、農地等を取得した場合でも経営開始とみなされない場合の具体例を示すなど、準備型を活用した研修中にどの程度の営農準備が認められるのかを明確化し、それを都道府県等に周知すること。
- ③ 準備型の対象者を他の都道府県等の対象者と比較して事実上不公平に取り扱う運用を行っている都道府県等に対して、是正に向けた指導等を実施すること。